

り、1966年には再度政府が私的保険を上回った。私的保険の比率が減じたのは特に病院医療で、これは、老人健保によるものである。

個人医療費の第三者の支払いによる残りは自分でポケットから支払わなければならぬ。この費用の合計は年とともに増加はしているが、個人医療費のなかで占める比率の減少傾向は続くのではなかろうか。

定義、方法および資料

暦年で得られない資料は、その他の資料により推計し、私的支出、消費者支出等は公的支出等の残りとした。資料：病院協会、所得統計、予算書等の資料を用いた。

Dorothy P. Rice and Barbara S. Cooper "National Health Expenditure, 1950~66", *Social Security Bulletin*, April, 1968, pp 3-22.

(西三郎 国立公衆衛生院)

主婦年金一問題点と提案

西ドイツ



ドイツ連邦共和国では、就業していない妻は、家庭での家事従事を基礎にして社会保険給付の請求権を有することはできない。就業していない妻は、以前に社会保険に加入していたか、または夫の被扶養者である場合のみ、それを有することができる。

最近、いわゆる主婦年金というかたちでの主婦の社会保険給付請求権の導入への要求が高まっている。この要求の主要な動機は、憲法上の考慮と社会政策的配慮である。

I

連邦憲法裁判所は、主婦および母親の労働を、就業活動と同等におき、この同等であるということから、主婦および母親としての婦

人労働は、経済的価値をもち、世帯に寄与するものであるという理解をしている。世帯での婦人の労働の法律的軽視に終止符をうつことは、立法者に対して主婦の社会保険給付請求権の創設の要求が、基本法第3条からおこなわれるかどうかにかかっている。

就業にもとづく報酬の喪失の問題を世帯喪失の可能性に結びつけるとき、社会保険法改正に際して主婦活動の経済的価値を認め、主婦によりよい社会保険給付を与えることができる可能性がある。いまや、基本法第3条の同等性への言及のもとにのみ、社会保険法の中に主婦の諸給付について正当な考慮を払うことを要求することができる。また、本質的に不平等であるがゆえに、平等な取扱いを要

求することができる。

結論として、つぎのことがいえる。現行の親族法および社会保険法を詳細に検討してみると、主婦の仕事の労働市場的価値を考慮した社会保険給付は、労働不能の場合、すなわち疾病および廃疾の場合にのみ要求されうるということである。この要求は、基本法第3条よりもむしろ第6条にもとづくべきである。

II

主婦に対するこれまでの社会保障の形態としては、特別の廃疾年金があるが、これの改善にあたっては、主婦の活動の評価のちがいから、就業不能年金の統一的考慮をしないことがよいようである。

ボーグス氏は、同氏の著書「社会保障関係法およびその改正の基本的諸問題」(1955年)の中で、別の法律規定の必要を指摘している。1956年には、ヴァンナガット氏が同氏の論文「不十分な主婦の保険給付」の中で、同じことをいっている。また、1966年には社会調査委員会が、主婦年金の問題とは離れて一

つの異なった社会保険立法を提案している。

主婦の労働能力の減少の場合の保障は、従来の廃疾に対するそれだけでなく、いわゆる老齢廃疾にまで拡大されるものでなければならない。主婦の以前の廃疾による世帯の損害の場合に、この種の社会保険給付がとくに重要である。主婦および母親の作業能力のいちじるしい減少の場合、社会調査委員会が明確に指摘しているように、世帯を続けて維持していくためには特別の困難がある。実際、家庭には企業における代理や退職ということがあるわけではなく、主婦が世帯をきりまわすことができなければ、その他の世帯員がやらなければならない。このことだけでは主婦の労働能力の減少の場合の保障を弁護することにはならない。年金によって家計がまかなわれ、多かれ少なかれ世帯を維持し、ひいては主婦を看護するような適当な援助によってある程度の主婦の代理が達成されうる。年金のさらに大きい効果は、特別の道具の調達を容易にすることにある。このことは、さらに不自由な状態にある主婦が、場合によっては世帯を維持していくことを可能にする。

主婦が、世帯での労働を基礎にして、廃疾の場合に保障されるとき、夫婦子ども2人の4人世帯で月約45マルクが支給されなければならない。このうち15マルクは2人の子どもの養育に、との15マルクは家族負担調整にあてられる。老齢廃疾の場合には、主婦は40年以上の家事従事ののち、最低年金を受けるようにすべきである。ここに提案した「主婦年金」は、原則として拠出制年金ではない。それはそうあるべきだと思う。

Tennstedt, Florian, Hausfrauenrente Probleme und Vorschläge, *Soziale Sicherheit*, Februar, 1968, ss. 39—43.

(石本忠義 健保連)